明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第三百二十八条の七第一項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「退職手当等があるときは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三十条第四項に規定する特定役員退職手当等又は同法第二百一条第一項第一号イに規定する一般退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。

第三百四十九条の三第五項中「（外航船舶のうち、主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶として総務省令で定めるものにあつては、当該額に五分の三を乗じて得た額）」を削り、同条第二十四項中「関西国際空港株式会社が」を「新関西国際空港株式会社が」に、「関西国際空港株式会社法第七条第一項第二号」を「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第二号」に改める。

附則第四条第一項第一号及び第四条の二第一項第一号中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則第五条の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハ中「及び第十条の三」を「から第十条の三の二まで」に改める。

附則第八条の二第一項中「第六十八条の十五第五項又は」を「第六十八条の十五第五項、」に改め、「第六十八条の十二第七項」の下に「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項」を加え、「第六十八条の十三第四項」に改め、同条第二項中「第四十二条の七第七項又は」を「第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項又は」に改め、「第四十二条の七第七項、」の下に「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項、」を加える。

附則第九条第四項中「関西国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社法第七条第一項第一号に規定する指定造成事業者」を「新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第一号に規定する指定会社」に、「平成十六年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附則第十条の二中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第十項及び第十一項を削り、同条第十二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第十三項を第十一項とし、第十四項から第十六項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第十一条の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第三項」を削る。

附則第十一条の四第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とする。

附則第十一条の五第一項及び第三項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項中「第二十二項」の下に「並びに第七十条の四の二第一項、第二項、第四項、第七項、第八項（同条第四項及び第七項に係る部分に限る。）、第九項及び第十項（同法第七十条の四第三項、第九項、第十二項から第十四項まで、第十八項から第二十項まで及び第二十三項から第三十八項までに係る部分を除く。）」を加え、同条第二項中「第三十四項」の下に「、第七十条の四の二第三項、第五項、第六項、第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び第十項（同法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項に係る部分に限る。）」を加え、同条第三項中「第十九項又は」を「第十九項若しくは」に、「の規定の適用があつた場合を含む。）の規定又は前項」を「又は同法第七十条の四の二第七項（同条第八項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用があつた場合を含む。）の規定又は前項」に、「同条第二十九項」を「同法第七十条の四第二十九項」に、「の規定の適用があつた場合を含む。）の規定又は第一項」を「又は同法第七十条の四の二第七項の規定の適用があつた場合を含む。）の規定又は第一項」に、「同条第五項」を「同法第七十条の四第五項」に改める。

附則第十二条の二の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「次条第四項に規定する電気自動車、同条第五項各号に掲げる天然ガス自動車、同条第六項に規定する充電機能付電力併用自動車、同条第七項各号に掲げる電力併用自動車又は同条第八項第三号イに掲げる軽油自動車」を「次に掲げる自動車（第百十三条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十二条の二の五までにおいて同じ。）」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

一　電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。附則第十二条の二の五第一項において同じ。）

二　天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量（同法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項、次条及び附則第十二条の二の五第七項において同じ。）が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三　充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。附則第十二条の二の五において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。同条第一項において同じ。）

四　次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条において同じ。）

イ　乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び次条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び次条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。